

高収益作物次期支援交付金（第４次公募）について

●事業概要

令和３年１月から３月に発令された新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応する観点から、次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

●支援対象となる農業者

- (１) 令和３年１月から３月の間に支援対象品目を出荷している、または、廃棄などにより出荷できなかった農業者
- (２) 令和３年１月から３月の間、支援対象品目の売上が、前々年もしくは平年の同時期より減少した農業者（出荷実績、または廃棄等が確認できる書類が必要）
- (３) 収入保険に加入している、または加入を検討する農業者（未加入者は共済組合との保険設計の相談を行うことを要件）
- (４) 次期作に向けた取組を同一ほ場において２つ実施する農業者

●今回の支援対象品目

令和３年１月から３月に、豊作等の影響によらず、緊急事態宣言の再発令により市場取扱金額が平年の２割以上減少した月のある以下の高収益作物

全国支援対象品目	メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等） 香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等）、切り花
大分県追加品目	水耕みつば

●支援内容

売上が減少した対象品目の令和３年１月から３月の出荷面積を対象に、各農業者の減収額の８割を上限として、高収益作物の次期作に向けた取組を行った面積について、交付金を交付

●支援単価

- ①基本単価 ：５万円／１０ａ（中山間地域は５.５万円／１０ａ）
- ②高集約型品目の単価：８０万円／１０ａまたは２５万円／１０ａ
 - ・単位面積当たりの経営費が高い施設栽培の品目（切り花等）に限ります
 - ・この場合の施設は加温装置（空調装置）または、かん水装置がある施設に限ります（雨よけハウスは除きます）

●高収益作物の次期支援に向けた取組

次期作に向けて、国が定める取組を2つ実施する必要があります

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ 土づくり・排水対策等、作型安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定取組

●受付期間

令和3年7月12日～7月26日

●事業実施主体

J Aおおいた

●お問合せ先

J Aおおいた 中部事業部 営農支援企画課 (大分市花園3丁目2番10号)

電話 097-546-1148

由布市農政課 (由布市庄内町柿原302番地 庄内庁舎新館2階)

電話 097-582-1111

由布市農業再生協議会 (由布市庄内町柿原302番地 庄内庁舎新館1階)

電話 097-547-7145